

「北海道拓北養護学校同窓会」会則

第1章 総則

第1条 本会は「北海道拓北養護学校同窓会」と称する。

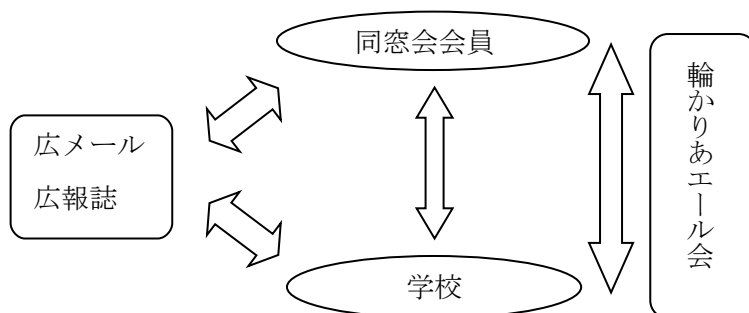
第2条 本会はP T A輪かりあエール会、学校との連携の基、お互いの情報を提供し共有を図り、卒業後の生活をより充実したものにすることを目的とする。

第3条 本会は以下の会員をもって組織する。

- ・北海道拓北養護学校（小学部・中学部・高等部）を卒業し本会の趣旨に賛同する者。
- ・本校に在籍していた者で本会の趣旨を理解し、希望する者。

第2章 事業

第4条 本会は第1章第2条の目的を達成するために以下のような連携を図る。



第3章 会費

第5条 卒業時に会費を徴収しない。

第4章 役員

第6条 本会に下記の役員をおく。

会長1名（卒業生）

副会長1名（卒業生）

監査1名（北海道拓北養護学校 担当者）

第7条 会長は本会を代表し会務を執行する。

第8条 副会長は会長を補佐し会長不在または事故のあるとき、また、会長より委嘱

を受けたときはその会務を代理する。また、監査は会計業務を監査する。

第9条 本会の役員は以下の方法によりこれを定める。

会長、副会長の選出は、年度ごとに卒業生から互選するものとする。

第10条 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。役員は任期中欠員が生じた場合は役員会の推薦により補充する。但し、任期は前任者の残存期間とする。

第5章 総会

第11条 総会は会長及び役員会が必要と認めた場合これを招集する。

第12条 役員会は総会に次ぐ意思決定機関であり、会長が必要と認めたときに随時これを招集することができる。

第6章 事務局

第13条 本会の事務局を北海道拓北養護学校PTA輪かりあエール会におき事務局長はPTA輪かりあエール会会長とする。事務局員を高等部主事（1名）と高等部進路指導主事（1名）とする。

第14条 会計に関する業務は事務局長が行う。

第15条 本会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

第7章 その他

第16条 本会則の変更は総会の決議を経なければならない。

第17条 会員は住所、氏名の変更の際には事務局に連絡するものとする。

附則

- 1 本会則は、平成15年4月1日から実施する。
- 2 本会則は、平成27年8月8日に一部改正し、この日から実施する。
- 3 本会則は、令和元年8月2日に一部改正し、この日から実施する。
- 4 本会則は、令和3年7月28日に一部改正し、この日から実施する。